

東京地方裁判所立川支部 御中

原告

本日はこのような陳述の場を頂きありがとうございます。

私はさくら保育園に子どもを2人かよわせている保護者であり、前回裁判の原告です。

前回裁判時、私は我が子をあやす為に、原告席では無く傍聴席に居ましたが、先日の陳述した方々と同じように陳述をする際は、子どものもとを離れなければならず子どもは泣いてしまい、子どもにとっては見ず知らずの方に法廷外であやして頂いた記憶が今でも痛烈に残っています。

本来であれば我が子の命を安心できる保育園に預け仕事に行ったり、休みの日には悩み無く子どもとたくさん遊び楽しく子育てをしているはずだったのにとあの時間を取り戻せない事が辛く感じる日があり、今も尚、同学年や下の子達が居ないという悩みの形を変え同じ感情が続いています。

前回裁判の結果、専決処分は違法であり、条例は無効として全面勝訴という判決を頂いたときは、我が子の命をやっと安心できる保育園に預けられる、我が子自身が行きたがっている保育園にやっと入所ができる、やっと復職ができる、全ての悩みから解放され本来の子育てに戻れると安堵しました。

そして同時に、子育ての大変さ、市の違法行為、市議の方々が違法であるにも関わらずそれを良しとして条例を戻さない対応をしていた問題、我が家のみならず他のご家庭も同じ状況で困っている事が6000筆を超える署名数からも伝わったと心の底から安堵していました。

ですが、その後市は判決を重く受け止めるとしたものの、判決の結果は我が家に適用、他の市民には条例は有効としました。市民全員が条例無効になるには市民全員が私と同時にそれぞれ裁判しなければならなかったという判断に驚愕しました。

この時点で私は、我が子は同学年のお友達を作ることができない、クラスでたった1人であるというありえない市の解釈を理解し、早急(さっきゅう)に市長へ面談の申し入れをしました。

2年間入所できない対応をし、市の違法行為により被害を受けているのは我が家だけではない、現在訴訟をしている家庭だけではない、市民全員に対してなのです。あの2年間、子どもを授かることを諦めたご家庭もいました。兄弟姉妹が入所できず育児休業の期間を考え泣く泣く転園するご家庭もいました。

転園したご家庭からはさくら保育園が元に戻るなら子ども達をさくら保育園に戻してあげたいという声もでています。

突如廃園通知が来た第1子からは何故下のクラスの子が入らないのかと聞かれます。

第1子のクラスの子ども達は我が子より下のクラスが居ないため、我が子を赤ちゃんと呼びます。幼児の子ども達にとっては0歳児や1歳児と触れ合う機会を奪われているのです。

様々な事情から裁判は出来ないけど困っているから頑張りたい、託しますと多くの声を頂いており、我が家の為のみならずその方々の為にもと前回原告として裁判を

していました。今も尚、心の底からの安堵が無く、他のご家庭へ申し訳ない気持ちで辛くなります。

このような判決の受け取り方と今後想定した我が子の保育環境を考えると到底納得できるはずも無く、賠償金は受け取れませんでした。その意向も市長面談にてお伝えしています。

しかしながら私自身、育児休業が限界だった為、我が子には申し訳無い気持ちのまま入所を決意しました。

2年近く市の違法行為により復職ができなかった為、通常は無いはずの異動をしなければならなくなりました。10年

間培ってきたノウハウや立場も無くなり仕事へのやりがいは途絶えました。

必死に守ってきたプライバシーについても1人入所とされた市の対応によって水の泡にされました。市長面談の際に、1日でも早く募集再開をして頂きたい、判決からしても原告のみに適用では無い事、条例改正の必要はなく市議の可否も求めず募集再開は可能であるとお伝えしていました。保育士不足に関しても、昨年時点で2歳児クラスは募集が10名であった為、保育士基準からしても1歳児クラスの募集は可能だったはずなのです。入所する場を奪われ、今度は同学年のお友達を作る場を奪われ、下の学年の子どもに出会い優しさを育む場を奪われ、我が子は本来の保育環境をいつまで奪われつづけるのでしょうか？1つ上のクラスの子達と一緒に保育を受けていましたが、1歳児クラスは本来まだまだお友達と遊んでいるように見えて個々で遊んでいます。懇談会や保育参観にて我が子は2歳児クラスの子も達と集団で遊ぶよりは1人で保育士と別の遊びをしていました。

2歳児クラスになって徐々にお友達と一緒に遊ぶ楽しさを子ども達同士で見出し、ごっこ遊びをしたり、おもちゃの貸し借りで我慢を覚えたりして集団行動を学びはじめるはずだと思っています。

ですが我が子は来年度2歳児クラスでたった1人です。異年齢クラスへ1年早く入る事も提示されましたが、母として1年早く現在療育園を探している兄と一緒にしてしまうことのお互いの精神面への心配、年長児との体格差やできることの範囲の差、言葉の差、おもちゃの適正年齢、誤飲になりうる大きさの物が増えるクラスとなることや、イベントの違いに異年齢クラスで大丈夫と言えませんでした。結果クラスで1人という道しか残りませんでした。

本人やクラスの様子を見て交流に行くか、食事やお昼寝も手探りで共に過ごすか別室で1人ですか毎日保育士の判断となってしまいました。

参加できないイベントにより別室で1人で遊ぶ時間は必ずくると予想しています。

たった1人になるか、3歳児から5歳児の異年齢保育に1年早く入れさせられるのか。廃園条例は原告のみに適用とされた時、この心配は既にありました。どちらにもなって欲しくない、本来の2歳児クラスで生活して欲しいという気持ちから市長面談で必死にお伝えしていました。人見先生からも市宛に判決の結果より我が子が同学年の子と保育を受ける権利があるといった意見書が提出されています。

市の巡回相談や保健センターでの相談では同級生は必要だと言われその為に1番は転園だといわれました。違法行為を裁判で正して頂いたら1人にさせられ、解決するには転園したらいいじゃないという判断はあまりに酷く驚き悲しくなりました。

その後、市が当初説明していた在り方検討委員会が開かれた為、我が子の保育環境や募集再開について話し合われるのを毎月注視していましたが、全く話し合われませんでした。市議会では我が子以外の募集再開には今後の方針が必要で、今後の方針の策定には在り方検討委員会の答申が必要という説明もあった為、在り方検討委員会と市長に意見書を提出したところ、在り方検討委員会より権限が無い、議論はしない、市議会で話しあっている内容だとして意見書の公開すらされない対応とされました。何度提出しても対応が変わらなかった頃、市の保育課から説明をしたいと園経由で私個人に話しがきました。不信に感じ以前の市長面談時のメンバーをお互い揃え話し合いをする事にして頂きました。

話し合いで解決できたらと思っておりましたが市の対応に無理だと判断し、訴訟に加わる事にしました。

当初から判決をしっかりと市長及び保育課、そして法務部と市議の皆様が理解なさっていただければ我が子は入所してから10ヶ月そして今後も同学年がいない本来とは違う保育環境を受けなくて済んでいたはずなのです。市は出来ることをやってみることすらせず10ヶ月もの間市の有り得ない判決の解釈に我が子を巻き込み放置しています。たった1人でその対応を背負わされている我が子をどうか今回の裁判で救っていただけたらと思います。

子どもの成長は早く1日1日が大切です。

親としても心の底からこの問題が解決し解放され安堵した状態であの子達を抱きしめたいと願っています。

最後になりますが、先日の法廷にて裁判長より子どもの声が気になるとの指摘をいただきました。前回の裁判時に私は我が子を霞ヶ関の裁判所へ必ず連れていきました。前回裁判でも当初は裁判長は子どもを連れてくる事には否定的だった為、その時のことが思い出されました。では何故それでも必ず連れて行くことになったかと言いますと、預けるはずであったさくら保育園の入所枠に違法でありながら斜線を引かれ、2年近く入所ができなかったからです。そして核家族の為預ける先も無く、致し方無く連れていきました。保護者として幼いとはいえ、この様な話を我が子に聞かせたいわけではありません。前回の裁判では、途中から私がベビーカーで法廷に入りやすいように、ベビーカーを置くスペースがある法廷を準備してくれました。今回我が子は入所している為こうして私1人で法廷に来ていますが、いま子どもを連れてきているご家庭は前回裁判の我が家と同じ状態なのです。ぜひ、このような実態を踏まえていただき、審理をしていただければと思います。

ご清聴ありがとうございました。

以上